

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都府、京都市及び府内経済団体等による新型コロナウイルス感染症対策に関する感染拡大予防ガイドライン遵守の取組を踏まえ、飲食店等における感染防止対策の更なる促進を図ることにより、府民及び事業者にとって安心・安全な環境を整備することを目的とし、飲食店等における感染防止対策の認証を行うために必要な事項を定める。

(対象)

第2条 認証制度の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者をいい、暴力団員である者及び法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるものを除く。以下「対象事業者」という。）が営む府内の事業用施設であって、飲食のための客席を有する次に掲げる施設以外のものとする。

- (1) 宅配又はテイクアウトサービスの用に供する施設(フードコートを含む。)
- (2) 宿泊者に対して、飲食をさせることを目的とする宿泊施設
- (3) 学校、病院等、特定の者を対象として飲食をさせることを主たる目的とした施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める施設

(認証基準)

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染症予防対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

(申請)

第4条 認証（認証制度による認証をいう。以下同じ。）を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、認証基準を満たしていることを確認し、知事に申請するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定による申請があったときは、知事は、実地調査等により申請の内容を審査するものとする。

- 2 知事は、前条の規定による申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設を認証するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による認証をしたときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証ステッカーを交付し、公表するものとする。

- 4 知事は、前条の規定による申請が認証基準に適合していないと認めるときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すものとする。
- 5 認証基準が更新されたときは、認証事業者は、知事が別途通知する内容に基づき、更新された認証基準に適合するための対策を行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、実地調査を行うこと等ができる。

(認証ステッカーの掲示等)

- 第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証ステッカーを利用者の見やすい場所に掲げるとともに、認証施設の広告物等において京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証店の名称を使用することができる。
- 2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、書面により認証ステッカーの再交付を求めることができる。

(変更の報告)

- 第7条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症予防対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、知事に報告するものとする。

(調査等)

- 第8条 知事は、必要があると認めるときは、認証施設を調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検することができる。

(認証事業者の責務)

- 第9条 認証事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
 - (2) 認証ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。
 - (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく要請を遵守すること。
 - (4) 知事が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

- 第10条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、認証の辞退を申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカーの掲示を中止し、及びこれを廃棄し、並びに京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証店の名称の使用を中止しなければならない。

(認証の取消し)

第 11 条 知事は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。

- (1) 認証施設において、その従業員又は利用者による新型コロナウイルス感染症の集団発生（以下「集団発生」という。）が生じ、府の調査の結果、認証基準に定めた感染症予防対策が取られていないことが判明し、知事の改善の要請等に従わない場合
 - (2) 府の調査等において、認証施設の要件を満たさなくなったことを確認し、知事の改善の要請等に従わない場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が認証を取り消す必要があると認めた場合
- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。
 - 3 第 1 項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカーの掲示を中止し、及びこれを廃棄し、並びに京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証店の名称の使用を中止しなければならない。

(認証の効力の休止)

第 12 条 認証施設において、集団発生が生じたときは、知事は、速やかに当該認証施設を調査し、その結果、認証基準に定めた感染症予防対策が取られていないことが判明した場合は、知事は、認証基準に定めた感染症予防対策を速やかに実施するよう認証事業者に要請する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項において要請した対策が実施されるまでの間、当該施設における認証の効力を休止し、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。この場合においては、認証事業者は、直ちに、認証ステッカーの掲示及び京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証店の名称の使用を休止しなければならない。

(認証の効力の回復)

第 13 条 前条の規定により認証の効力を休止された認証施設において、府の調査の結果、認証基準に定めた感染症予防対策が取られていることが確認されたときは、知事は、当該認証施設における認証の効力を回復し、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。この場合において、認証事業者は、認証ステッカーの掲示及び京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証店の名称の使用を再開することができるものとする。

(免責)

第 14 条 知事は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消され、若しくはその効力を休止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、認証制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 7 月 19 日から施行する。
- 2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。